

令和8年4月17日

課名 健康福祉局地域共生社会推進課

担当者 課長 山本

内線 3136

「ヤングケアラー支援マニュアル」の作成について

1 要旨・目的

ヤングケアラーの支援においては、支援を行う自治体担当者や支援に携わる全ての支援機関及び支援者の方に「ヤングケアラーの基本事項」、「ヤングケアラー支援のプロセスにおける基本的事項」や「連携体制の構築や会議の進め方」などの認識を共有することが必要である。

このため、県では令和8年3月にヤングケアラー支援の手順やプロセスなどを記載した「ヤングケアラー支援マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を作成し、県内各市町に対し説明を行った。

2 現状・背景

ヤングケアラー支援においては、早期に適切な支援を行うため、支援のプロセスや支援機関の連携体制の構築等を進める必要があるが、県内23市町にヒアリングを実施したところ、支援に関する具体的な知識やノウハウが十分に共有されていない状況であるため、ヤングケアラーについての支援に関するマニュアル作成の要望があった。

3 概要

(1) 対象者

市町ヤングケアラー支援担当課、ヤングケアラー支援機関・支援者等

(2) マニュアルの内容

主な項目	内容
○ヤングケアラーに関する基本事項	・ヤングケアラーとは ・ヤングケアラーに関係する「子供の権利」 ・過度な家族ケアや「お手伝い」が子供にもたらす影響
○ヤングケアラー支援の各プロセスにおける基本的事項	・ヤングケアラーの多様な状況 ・連携支援がなぜ必要か ・ヤングケアラーへの気づき ・ヤングケアラー支援について ・ヤングケアラー支援と個人情報との関係について
○アセスメントシートや支援計画例	・(ヤングケアラーに気づくための)アセスメントシート ・支援計画例

(3) 今後の取組

市町の支援体制強化のため、以下の取組を実施する。

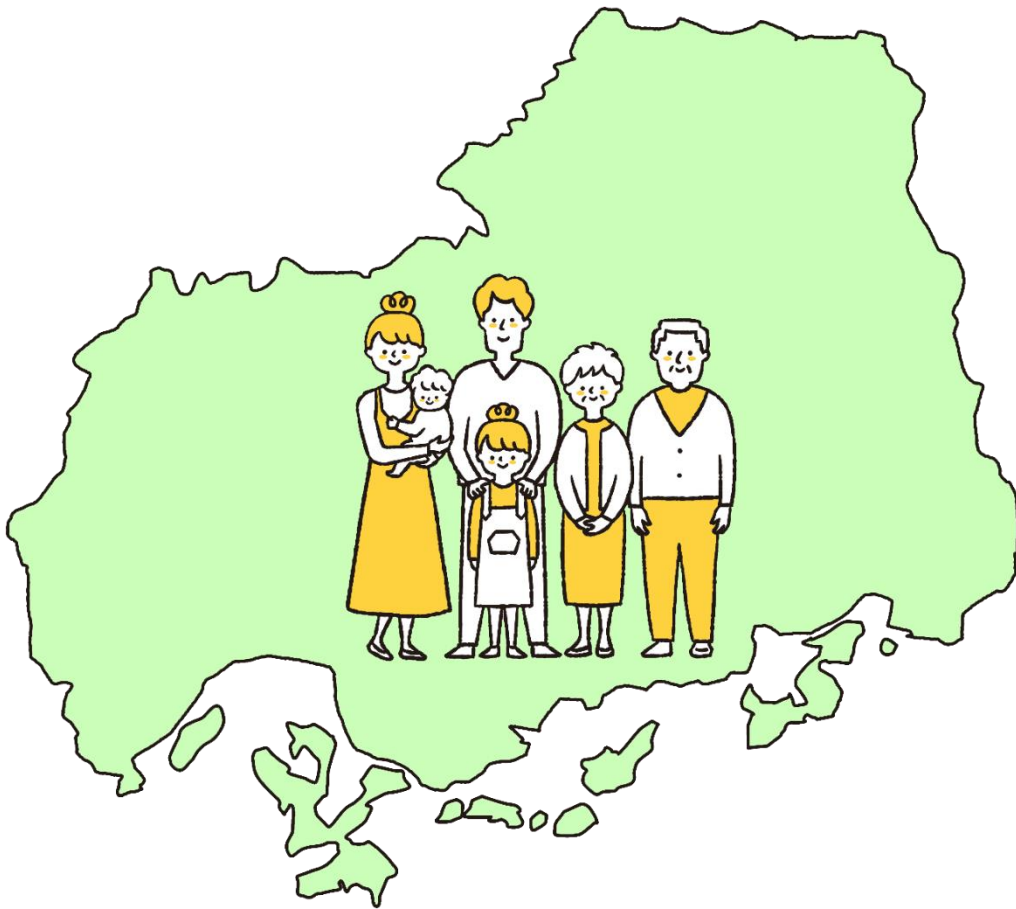
- 市町担当者を対象に、マニュアルを活用した研修を実施
- ヤングケアラーに関する認知度向上、正しい理解促進のため、市町職員を対象とした交流会等の開催
- マニュアルの内容充実に向けた情報収集及びマニュアルの改訂等

4 その他（関連情報等）

広島県ホームページ：ヤングケアラー支援マニュアルについて
(令和8年3月作成)

(URL：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/263/6shienmanyuaru6.html>)

広島県 ヤングケアラー支援マニュアル



令和8年3月

☾ 広島県

第1章 マニュアルの目的	3
マニュアルの対象と活用方法	4
(1) マニュアルの対象	4
(2) マニュアルの活用例	4
第2章 ヤングケアラーに関する基本事項	5
1. 「ヤングケアラー」の捉え方	5
(1) ヤングケアラーとは	5
(2) ヤングケアラーに該当する年齢	6
(3) ヤングケアラーに関係する「子供の権利」	7
(4) 過度な家族ケアや「お手伝い」が子供にもたらす影響	8
2. ヤングケアラーの多様な状況	8
3. 連携支援はなぜ必要か	9
4. ヤングケアラーへの気づき	10
(1) ヤングケアラーに気づくことの難しさ	10
(2) ヤングケアラーにみられやすい変化をとらえる	10
(3) ヤングケアラーに気づくためのアプローチ	11
5. ヤングケアラー支援について	12
(1) 相談受付時に気をつける点	12
(2) 本人や家族との信頼関係づくり（実施主体：担当部署、関係機関）	13
6. ヤングケアラー支援と個人情報との関係について	13
(1) 本人同意・情報共有について	13
(2) 18歳以上のヤングケアラー支援（個人情報について）	14
第3章 ヤングケアラー支援の各プロセスにおける基本的事項	15
1. ヤングケアラー支援の流れ	15
(1) 気づく	17
①ヤングケアラーの発見 ②本人・家族の意思確認、プライバシーへの配慮	
(2) つなぐ	18
①緊急性の判断 ②本人の同意・情報共有	
③多機関連携の必要性判断 ④連携先の確認	
(3) 支援する	26
①アセスメント・課題の共有 ②支援計画の検討・作成（ケース会議） ③支援の実施	
(4) 見守る	30
①見守り、情報共有、進行管理、モニタリング	
2. ヤングケアラーに関する相談窓口	31
第4章 付録	32
(1) アセスメントシート例「ヤングケアラー」に気づくためのアセスメントシート（広島県版）	33
(2) 支援計画例	34
(3) 謝辞	46
(4) 引用・参考文献等	46

第1章 マニュアルの目的

【目指す姿】 <ひろしま子供の未来みんなで応援プラン> (令和7(2025)年3月策定)

- ◆ ヤングケアラーとその家族が、地域やさまざまな関わりの中で見守られながら、それぞれの意向や希望に応じて必要な支援を受けることができ、ヤングケアラー本人の学業や友人関係、将来等への不安、ならびに家族全員が日々の生活に不安を感じることなく暮らすことができます。

少子化や高齢化の進展に加え、働き方や家族の形が多様化する中、これまで潜在していたさまざまな問題や課題が明らかになっています。特に、大人が担うようなケアや家事、家族の世話など、年齢に見合わない重い責任や負担を背負い、学業や友だちづきあい、自身の健康などに不安や悩みを抱える「ヤングケアラー」と呼ばれる子供・若者の姿が明らかになってきました。

「ヤングケアラー」は家庭内のデリケートな問題であることから表面化しづらく、周囲の大人のみならず、子供自身や家族もヤングケアラーであることに気づいていない、誰にも相談を出来ていない状態にあることが分かってきました。

広島県が実施した「子供の生活に関する実態調査」(R5)によるアンケート調査では、「あなたは自分がヤングケアラーにあてはまると思いますか？」の問いに「あてはまる」と回答した子供は、それぞれ1%台ですが、「分からない」と回答した子供は、小学生で約30%、中学生で約20%を占める結果でした。「ヤングケアラー」自体の認知が十分ではない実態がうかがえる結果であり、また、回答した中には、自身がヤングケアラーであると判断できない場合も含まれるものと考えられます。

広島県では、令和6年3月に第2期広島県地域福祉支援計画を策定し、地域共生社会の実現に向けて、

- ① 「気づき」「気に掛け」「手を差し伸べる」人を増やすこと
- ② 早期に発見し、早期の解決につながる
- ③ 安定的かつ継続的に「安心した暮らし」を送れる仕組みを作ること

を「取組の方向性」に据え、施策の充実を図っているところです。

ヤングケアラー対策についても、冒頭の「目指す姿」を実現するためにこの「取組の方向性」に沿って、ヤングケアラーに早期に気づき、適切な支援につなげ、抱えている問題を解決するために、子供たちにとって身近な機関が連携し、一人一人の子供の状況に合わせ、きめ細かに寄り添った支援をすることが必要です。

そのため本マニュアルでは、ヤングケアラーの問題が有する課題ごとに、上記「取組の方向性」の①～③に沿った対応方法や考え方を整理することを試みました。

ヤングケアラーである子供たちが、やりたいことや夢を「仕方ない」と諦めることなく、自分の人生を自分の選択で歩めることができるよう、ヤングケアラーやその家族を支え子供をまんやかにした援助をするために、本マニュアルを活用いただくと幸いです。

本県におけるヤングケアラー支援の取組は始まったばかりです。今後、支援事例を積み重ね、本マニュアルについてもさらに充実した内容となるように必要に応じて改訂してまいります。

※本マニュアルでは、スクールソーシャルワーカーは「SSW」、スクールカウンセラーは「SC」と表記します。

マニュアルの対象と活用方法

(1) マニュアルの対象

このマニュアルは、ヤングケアラーへの支援を行う自治体担当者を主な対象としつつ、ヤングケアラーへの支援に携わるすべての支援機関及び支援者の方にも活用いただくことを目指して作成しています。

(2) マニュアルの活用例

マニュアルでは、「第2章 ヤングケアラーに関する基本事項」において、ヤングケアラーの捉え方、ヤングケアラーの置かれている状況など、ヤングケアラーに関する基本的な事項をまとめています。次いで、「第3章 ヤングケアラー支援の各プロセスにおける基本事項」では、支援の流れに沿って、支援におけるポイントや連携体制の構築や会議の進め方を紹介し、最後の「第4章 付録」では、支援を行う際に活用可能なツール(アセスメントシート例や支援計画例)などを紹介しています。

第2章 ヤングケアラーに関する基本事項

1. 「ヤングケアラー」の捉え方

(1) ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」とは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」のことです。

例えば、次のイラストにあるような、本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護などの世話を日常的に行うことで、負担を抱える、もしくは子供の権利が侵害されている可能性がある子供・若者をいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守り・声かけ・気づかいなどの情緒的ケアをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



障がいや病気のある家族に代わり、家計を支えるために働いている。



精神疾患やアルコール・薬物・ギャンブルなどの問題を抱える家族の情緒的ケアや周囲との調整などを行っている。



がん・難病のほか慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



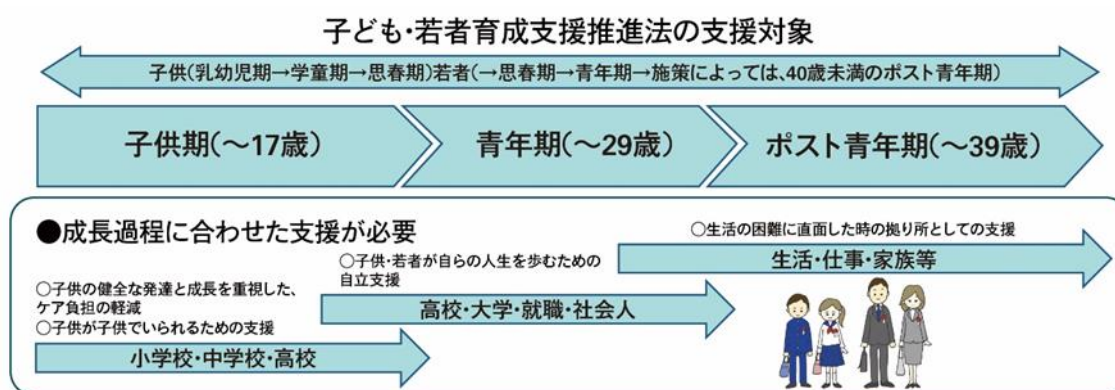
障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：「ヤングケアラーについて」 こども家庭庁 (<https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer>) ホームページの内容を一部改編

(2) ヤングケアラーに該当する年齢

ヤングケアラー支援が、子ども・若者育成支援推進法に位置付けられたことで、支援の対象となる年齢は30歳未満（施策によっては40歳未満）となり、子供から大人へと移行する過程での、切れ目のない支援が求められています。

図1：ヤングケアラー支援の対象年齢イメージ



出典：「ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）」有限責任監査法人トーマツ（令和7年3月）を一部改編

【コラム】18歳以上のヤングケアラー？ 若者ケアラー？

18歳以上のケアラーを指す言葉として、「若者ケアラー」や「ヤングアダルトケアラー」などの表現が用いられることもあります。

ヤングケアラー支援は、概ね30歳未満（施策によっては40歳未満）を支援の対象年齢としている「子ども・若者育成支援推進法」に位置付けられています。そのため、法律上の「ヤングケアラー」という言葉には、子供期だけでなく、若者期（18歳以上）が内包されていますが、本マニュアルでは、「18歳以上のヤングケアラー」という表現を用いています。

「若者ケアラー」は、単に「18歳以上で家族のケアを担うケアラー」と理解されることがありますが、18歳未満のときから継続的にケアを担っている場合と、18歳以上になってからケアをするようになった場合では、状況が異なることも考えられます。

前者の場合、学校に通えなかったり、友達と交流する機会が持てなかったり、子供にとって必要な時間が十分に取れなかったことで、不利益が蓄積し、社会生活を円滑に営む上での困難を抱えることがあり、支援ニーズも後者とは異なる場合も多くあります。

出典：「ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）」有限責任監査法人トーマツ（令和7年3月）を一部改編

(3) ヤングケアラーに関する「子供の権利」

ヤングケアラーと関係の深い子供の権利を定めたものとして、国際連合が定める「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」と言う。）」があります。支援が必要なヤングケアラーと思われる子供に気づくためには、「子どもの権利条約」に定められた子供の権利が侵害されている可能性はないかという視点が重要です。権利の侵害までには至らなくとも、兆候を感じた場合は、その子供がケアしている家族の状況をよく確認し、子供の気持ちにも気を配りましょう。

表1【子どもの権利条約のうち、ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利】

第3条 子どもにもっともよいことを	子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。
第6条 生きる権利、育つ権利	すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。
第12条 意見を表す権利	子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。
第13条 表現の自由	子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。
第24条 健康・医療への権利	子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。
第26条 社会保障を受ける権利	子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。
第27条 生活水準の確保	子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。
第28条 教育を受ける権利	子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。
第31条 休み、遊ぶ権利	子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。
第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護	子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

出典：「児童の権利に関する条約」公益財団法人日本ユニセフ協会 (<https://www.unicef.or.jp/>)

(4) 過度な家族ケアや「お手伝い」が子供にもたらす影響

子供が果たす家庭内の役割（家族のケア、お手伝いの範囲や程度）は、時代や文化、地域などによって異なります。子供の年齢や成熟度に合った家族のケア、お手伝いは子供の思いやりや責任感を育みます。

一方で、子供の年齢や成熟度に合わない重すぎる責任や作業など、過度な負担が続くと、子供自身の心身の健康が保持・増進されない、学習面での遅れや進学に影響が出る、社会性発達の制限、就労への影響などが出てくることがあると報告されています。なお、過度な負担には、実質的なケア時間などの量的な負担だけでなく、本来大人が果たすべき責任や精神的な苦しさを伴うケアなどの質的な負担も含まれます。

2. ヤングケアラーの多様な状況

ヤングケアラーに対して支援を行う際は、置かれた状況がさまざまであることを念頭に置き、必要な情報を収集したうえで、本人や家族の意思を踏まえた支援を行うことが重要です。

ここでは、ヤングケアラーのことをよりよく理解するためのヒントを紹介します。

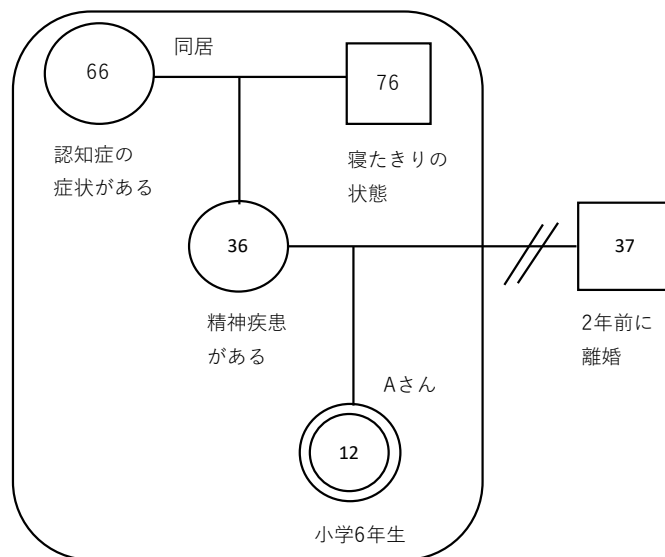
表2：ヤングケアラーのことをよりよく理解するためのヒント

- ヤングケアラーは、成長や発達の途中で家族のケアを担うため、年齢に合わない過度な負担を子供時代に負った場合、その後の人生にまで影響を受けることがある。
- 子供は自分の家庭しか知らずに育つことが多く、客観的な視点も持ちにくいことから、自分の担う家庭内役割が他と異なることに気づきにくく、現在の状況が当たり前だと感じていることが少なくない。
- 本人や家族に自覚がない状態では、自分からサポートを求めることも難しい。
- 家庭のことを知られたくないと思っていることも多い。家族に病気や障害を抱えた人がいることを恥ずかしいと捉えている場合や口止めされている場合もあり、家庭のことは隠すべきものと思っていることもある。
- 本人としてはケアをしたくないわけではなく、負担になっていても大切な家族のために自分からケアをしたいという思いがあることも少なくない。ケアすることを否定されると自分がしてきたことを否定されたように思ってしまうこともある。
- ケアをしている状況についてかわいそうと哀れまれることを嫌がる場合もある。家族をケアすることで優しくなる、責任感が芽生える等の良い側面もあり、単純に悪いことだと思われたくない。
- ケアを受けている家族を悪く言われたくないと感じている場合も多く、ヤングケアラーの役割を子供に担わせているという理由で家族が責められることで本人も傷つく可能性がある。
- 信頼できる大人はいないと思っていることもある。大人に助けられた経験が少なく、人に頼ろう、相談しようという発想がない場合もある。
- 家族が時間的、精神的に余裕がないことも多く、本人は話を聞いてもらう機会が少ない場合もある。
- 大人の役割を担うことで他の子供と話が合わないことや大人びてることがあり、また、現実的に遊ぶ時間がないこともあって、孤独を感じやすい。

3. 連携支援はなぜ必要か

ヤングケアラーに関する問題は、家族が抱えるさまざまな課題が関係し合い、複合化することで発生しやすいという特徴があります。例えば、精神疾患のある母親と小学校高学年の子供（Aさん）と母方の祖父母という家庭があるとします。父親とは2年前に離婚しており、祖父母は認知症の症状や寝たきりの状態、母親は精神疾患があるため、家族の世話ができないときもあります。このため、小学校高学年の子供（Aさん）が家族のケアを行い、この家庭を支えているという状態になっています。

（ジェノグラム）



このケースの場合、精神疾患のある女性への支援を担当する障害福祉部門をはじめ、祖父母の介護を担当する高齢者福祉部門や子供の通う学校など、さまざまな機関・部署が、それぞれの専門領域から関わっていると想定されます。ただし、それぞれが個別に支援を行うだけでは、ヤングケアラー状態にある A さんが直面する困難を見落としてしまう危険性があります。包括的に状況を把握し、「世帯ぐるみ」で支援する視点と取り組みが必要です。

ヤングケアラーが置かれている状況や認識はさまざまであり、それらを総合的にアセスメントしながら検討する支援内容もさまざまです。このため、ヤングケアラーに対応できる機関・部署が既存の支援を組み合わせ、ケースごとにカスタマイズしていくことが求められているといえます。

ただし、「ヤングケアラーに対して何か特別・特殊な支援をしなければならない」と難しく捉える必要はありません。各機関・部署や担当者がそれぞれの所掌範囲から少し視野を広げ、それぞれの立場の中でできることは何かを考えてみることが大切です。1つの機関ではカバーしきれない複合的な課題だからこそ、機関相互、専門職相互の連携が重要になるのです。

4. ヤングケアラーへの気づき

(1) ヤングケアラーに気づくことの難しさ

広島県のヒアリング調査等から、ヤングケアラーにどのように気づくか、そしてどのように支援につなげるか、という点で難しさを感じるケースが多くあることが明らかとなっています。まず、ヤングケアラーに気づくのが難しい要因としては、以下の点が挙げられます。

- ヤングケアラーは家庭内の問題であり、表に出にくい
- 小さいころから家族をケアすることが当たり前環境にある場合もあり、子供自身やその家族がヤングケアラーであるということを認識していない
- 障がいを抱える家族のことを隠したいと考える、あるいは家族から口止めされている場合がある

出典：「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」有限責任監査法人トーマツ（令和4年3月）

このように、表に出づらいという特徴があるヤングケアラーにおいては、子供、または家族と接点を持つ機関等がその可能性に気づけるようにしておくことが重要です。普段から「ヤングケアラー（がいる）かもしれない」という意識を持つことが求められます。

(2) ヤングケアラーにみられやすい変化をとらえる

ヤングケアラーを適切な支援につなげるためには、地域のさまざまな主体（人や機関）がその存在に気づき、情報を共有することが重要です。以下では、教育、医療、福祉（介護）などの具体的な分野での、ヤングケアラーに気づく可能性やきっかけの例について説明します。

表3：分野別でのヤングケアラーへの気づきの例

通番	分野（場所）等	きっかけの例
1	教育・保育 （学校、保育所等）	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である ○遅刻や早退が多い ○保健室で過ごしていることが多い ○提出物が遅れがちになってきた ○持ち物がそろわなくなってきた ○子供同士よりも大人と話が合う ○服装が乱れている ○児童、生徒から相談がある ○家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている ○保護者が授業参観や保護者面談に来ない ○幼いきょうだいの送迎をしていることがある
2	高齢者福祉 （高齢福祉事業所、地域包括支援センター、自宅等）	<ul style="list-style-type: none"> ○家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある ○日常の家事をしている姿を見かけることがある
3	障害福祉 （障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター・相談支援事業所、自宅等）	<ul style="list-style-type: none"> ○家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある ○日常の家事をしている姿を見かけることがある

通番	分野（場所）等	きっかけの例
4	生活保護、生活困窮 （福祉事務所、生活困窮者 自立支援機関、自宅等）	○平日に家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある ○家庭訪問時や来所相談時に常にそばにいる
5	医療 （病院、診療所、自宅等）	○家族の付き添いをしている姿を見かけることがある ○来院時の本人の身なりが整っていない、虫歯が多い ○往診時等、家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある
6	地域	○学校へ行っているべき時間に学校以外で姿を見かけることがある ○毎日のようにスーパーで買い物をしている ○毎日のように洗濯物を干している ○自治会の集まり等、通常大人が参加する場に子供だけで参加している ○民生委員・児童委員による訪問時にケアをする様子を見かける。 ○子供食堂での様子に気になる点がある
7	就労（勤務先等）	○生活のために（家庭の事情により）就職している ○生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている
8	その他	○家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある。 （保健師による家庭訪問時、物資支援時等） ○ごみ問題の発生 ○家賃不払いにより自宅を退去 ○子供が親の通訳をしている ○教育支援センター（適応指導教室）で児童・生徒から家族のケアに関する相談がある ○児童家庭支援センター等において、家族のケアを行う子供に関する相談がある

出典：「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」有限責任監査法人トーマツ（令和4年3月）を一部改編

（3）ヤングケアラーに気づくためのアプローチ

支援が必要となる可能性のある子供に気づくには、日頃から子供と接する機会の多い、学校との連携が重要となります。国の通知（※）では、主に市町の役割として、「関係機関等はヤングケアラーの状況を把握するよう努める必要があり、特に住民に最も身近な市町においては、支援対象を把握することを目的としたヤングケアラーの実態把握を定期的実施することが重要である」としています。

この国の通知ではさらに、支援が必要となる可能性のある子供に気づく方法として、任意の記名式等による実態調査が回収後に個人を把握する方法として重要であると言われてしています。

調査等を実施する前に、子供の年齢や理解度に合わせ、以下のような内容を説明し、子供たちがヤングケアラーについて正しく理解した上で、回答や相談できるような環境を整えることが大切です。

- ヤングケアラーの定義
- お手伝いとの違い
- 日常生活や将来にどのような影響を与えるのか
- 回答や相談をした後にどうなるのか（必要に応じて面談をする等）
- どのように支援が受けられるのか

ここで、広島県内で行われた任意の記名式等によるアンケートのフローチャート（一部改編）を紹介します。

※「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係） こども家庭庁支援局長（令和6年6月12日）

📄 アンケートによるヤングケアラー発見から支援までのフローチャート（例）

- ①学校にてアンケートを実施
 - ・ヤングケアラーについての説明を行った上で、アンケートを行う。
- ②担任が面談の実施
 - ・ヤングケアラーかもしれない児童生徒を確認し、面談の対象者を決める。
 - ・「ヤングケアラーアセスメントシート」を活用しながら実施
（明らかに該当しない児童生徒を対象から除く）
- ③ヤングケアラーかもしれない児童生徒について、担任から生徒指導主事等に報告
- ④管理職（校長や教頭）、生徒指導、担任等でスクリーニングを行う。
 - ・児童生徒について、回答アンケートや面談シートをもとにスクリーニング
- ⑤スクリーニングにより疑いのある児童生徒の一覧を、市町（学校教育課）に提出
- ⑥市町（こども課）との連携、家庭支援に向けて協議
 - ・支援が必要な場合は、学校（担任）から家庭へ連絡
 - ・支援の必要がない場合は、学校にて見守りを行う。
- ⑦家庭支援の開始

5. ヤングケアラー支援について

（1）相談受付時に気をつける点

子供から話を聞く際は、子供のためを思っただけの行動が、かえって子供を傷つけることにならないよう、以下の点に注意してください。

- 子供に話を聞く際に、「話を聞く目的」、「話をするとこの先どうなるのか」、「子供から聞いた話を、子供の同意なく第三者に話さないこと」を伝え、同意を得た上で話を聞く
（信頼していた大人に話したつもりが、本人の同意なく第三者に共有されてしまうことで心を閉ざしてしまう子供もいることを理解する）
- ヤングケアラーの気持ちに寄り添う
 - ・ヤングケアラーである子供・家族の尊厳を大事にし、これまでの取組に対して敬意を払う。
（子供やその家族の価値観を受け止める）
 - ・ヤングケアラーである子供の事も、ケアの対象となる家族の事も、ともに大事な存在だと考え、心配している、という姿勢を持つ
- 緊急の場合を除き、支援につなげることを焦らない
（会って話をする回数をできるだけ多くし、日常的な会話の延長で少しずつ尋ねていくことが望ましい）
- 子供と同じ目線での「対話」の姿勢を持つ（決めつけや、先入観を持って相手を見ない）

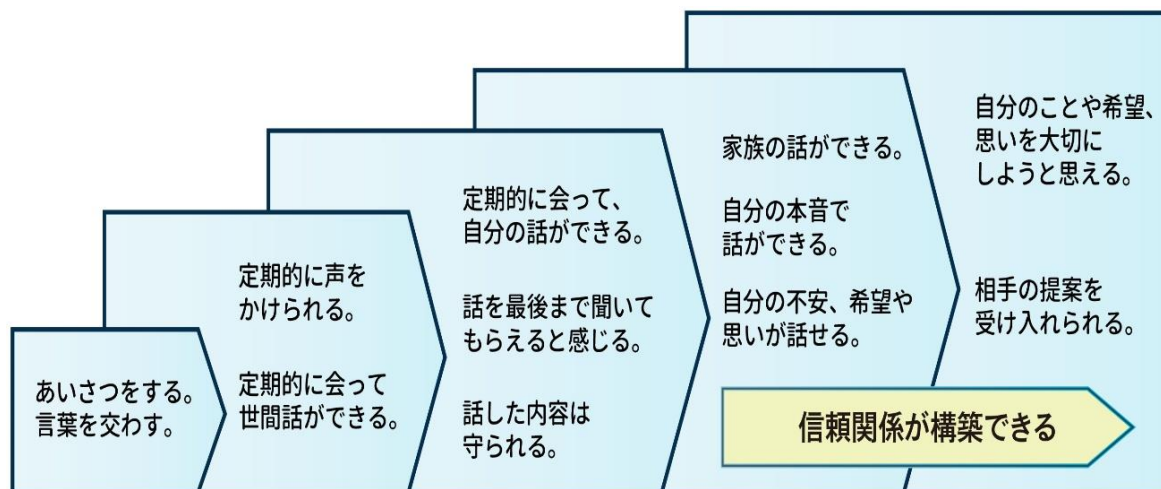
- 信頼関係が深まっていく中で、ようやく明らかになることがあることを意識しておくこと
(最初は本音を語らない、語れない場合がある)
- 子供に話を聞く際は、一つ一つの項目を尋問のように形式的に聞き取らない
- 各種ツールにあるすべての項目を必ず聞き取る必要はないことを理解する
(他機関で既に情報を持っている可能性もあるので、無理に聞く必要はありません)
- 家族のケアやお手伝い自体が悪いことという誤ったメッセージが子供に伝わらないよう留意する

出典：「ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック」有限責任監査法人トーマツ（令和5年3月）を一部改編

(2) 本人や家族との信頼関係づくり（実施主体：担当部署、関係機関）

ヤングケアラー支援においては、支援者側が支援を必要だと感じて、子供や家族が支援を望まなかったり、拒んだりすることがあり、支援につなげることの難しさが指摘されています。信頼関係が十分に構築されていない段階で、無理に支援につなげようとする、大人への不信感を招き、かえって支援を拒否される可能性もあるため留意が必要です。このような場合、支援を急ぐのではなく、まずは、子供や家族の気持ちやペースを尊重し、困ったときに相談してもらえるような信頼関係を築くことが必要です。

図2：信頼構築の過程



出典：「埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブック」埼玉県福祉部 地域包括ケア課（令和5年3月）を一部改編

6. ヤングケアラー支援と個人情報との関係について

(1) 本人同意・情報共有について

児童虐待の場合は法令上においても即時の介入が求められます。そうではない場合、個人情報保護の観点も踏まえ、即時の介入は難しいことがあります。その場合、周囲の大人ができることは、子供にとっての選択肢を増やすこと、子供が素直な気持ちを出せる関係を持った人が子供のそばにいる環境を作ることが必要となります。

基本的に子供や家族からの同意を得ることが必要ですが、同意が得られない場合でも、関係機

関における見守りを継続するほか、必要なときに子供や家族が助けを求められるような関係性を築くことが求められます。

子供の福祉を脅かすような状況が疑われる場合、関係機関は、「要支援児童等と思われる者」として児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項（及び個人情報保護法第 27 条第 1 項）に基づき、子供の同意の有無に関わらず、確認できた情報を、市町（こども家庭センター等）に提供する必要があります。支援に際し、担当部署及び関係機関は、会議体の構成員に法律上の守秘義務が課せられている枠組み（表 4 参照）を活用し、各法律の規定に従って対象となる個人の情報を必要な範囲で関係機関と共有することが可能です。

（2）18 歳以上のヤングケアラー支援（個人情報について）

ヤングケアラーが担う家族のケアは、子供が 18 歳になったからといって終わるものではなく、ケアが続く場合には、児童期からの困難に加え、就職先の選択や、収入を自分の生活のために使うこと、自分らしい人生を歩むことなどにも影響が出る場合があります。

また、要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」とする）の登録対象ではなくなることや、学校等の所属先がなくなる場合があるなど、18 歳未満のときとの差異に留意した上で、切れ目なく支援を行うことが求められます。

また、18 歳以上のヤングケアラーにおいても、家族全体を捉える視点は不可欠です。家庭が複合的な課題を抱えている場合も少なくないことから、重層的支援体制整備事業の枠組みを活用し、本人同意がない場合の個人情報の共有が可能（社会福祉法第 106 条の 6） することも考えられます。

表 4：個人情報の共有をする際のネットワーク体制の例

分野等	会議名	中心機関	法的根拠
児童福祉	要保護児童対策地域協議会（要対協）	要対協調整機関（こども家庭センター等）	児童福祉法第 25 条 2
若者支援等	子ども・若者支援地域協議会	若者支援主管課等	子ども・若者育成支援推進法第 19 条
生活福祉	生活困窮者自立支援法に基づく支援会議	福祉事務所、自立相談支援機関	生活困窮者自立支援法第 9 条
障害福祉	（自立支援）協議会	基幹相談支援センター、相談支援事業所等	障害者総合支援法第 89 条の 3
高齢者福祉	地域ケア会議	地域包括支援センター、介護保険主管課等	介護保険法第 115 条の 48
重層的支援体制整備事業	社会福祉法に基づく支援会議	重層的支援体制整備事業の推進機関（福祉政策主管課等）	社会福祉法第 106 条の 6

出典：「ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）」有限責任監査法人トーマツ（令和 7 年 3 月）

第3章 ヤングケアラー支援の各プロセスにおける基本的事項

1. ヤングケアラー支援の流れ

家事や家族の世話の多くは家庭内で行われるため、表面化しにくく、家族以外が気づくことは容易ではありません。また、子供自身や家族がヤングケアラーであるという認識がないことも多くあります。子供のSOSだけでなく普段の様子や生活状況なども踏まえて、支援者がヤングケアラーについて理解を深め、その存在に気づき必要な支援につなげることが重要です。

ヤングケアラー支援の流れは、「気づく」「つなぐ」「支援する」「見守る」という一連のフローが支援の基本となります。ここでは、全体像を記載しています。

(1) 「気づく」

- ①ヤングケアラーの発見
- ②本人・家族の意思確認、プライバシーへの配慮

(2) 「つなぐ」

- ①緊急性の判断
- ②本人の同意・情報共有
- ③多機関連携の必要性判断
- ④連携先の確認

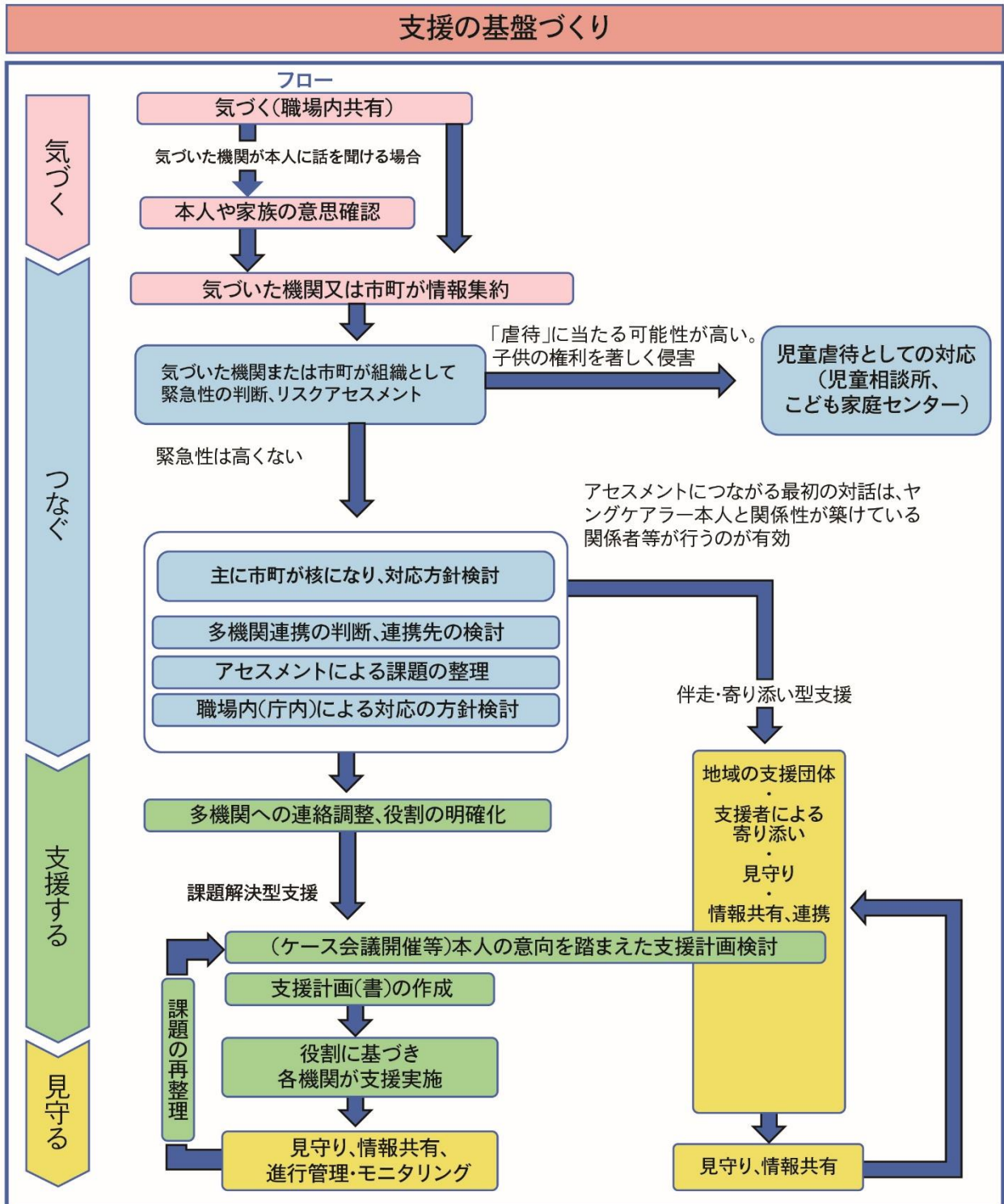
(3) 「支援する」

- ①アセスメント・課題の共有
- ②支援計画の検討・作成（ケース会議）
- ③支援の実施

(4) 「見守る」

- ①見守り、情報共有、進行管理、モニタリング

図3：ヤングケアラー支援の全体像



出典：「福島県ヤングケアラー支援マニュアル」福島県子ども未来局児童家庭課（令和6年3月）を一部改編

(1)「気づく」

①ヤングケアラーの発見

📍【周囲が気づく】

周囲が気づくためには、学校、福祉、介護、医療等さまざまな関係者が、日々の業務を通して、「ヤングケアラーが身近にいるかもしれない」という意識を常に持つことが重要です。特に、ひとり親家庭や生活困窮家庭、家族に病気、障害や介護の必要な方がいる家庭の場合などは、特に注意して気を配る必要があります。

📍【気づくためのきっかけの例】

ヤングケアラーに気づくためのきっかけの一例<教育・保育、高齢者福祉、障害福祉等、分野別でのヤングケアラーへの気づきの例(表3)>を参考にすることや、各関係機関の情報共有化のため、アセスメントシート(付録参照)を活用するなどにより、気づきの感度を高める必要があります。ただし、これらはツールの一つであり、チェックの多寡だけで判断することなく、所属する組織内で相談してみることや、家族状況の確認及び学校や地域での普段の様子、本人と話すことができる場合は丁寧に聞くことが大切です。

②本人・家族の意思確認、プライバシーへの配慮

ヤングケアラーと思われる子供を発見した場合、本人や家族が支援を必要と考えているか?といった意思や希望を確認することが重要です。これは本人や家族との信頼関係を構築していく上でとても大切なことです。

例えば、ヤングケアラーは支援を希望しているが、家族(保護者)としては家族の置かれている状況を人に知られたくないので、支援に入ってほしくないという場合があるなど、本人と家族の希望が異なることもあるかもしれません。その場合においても、それぞれの意向を踏まえた家族への支援はどのようなものかを検討することが大切です。

📍【本人や家族の意思を尊重する】

虐待と絡むようなやむを得ない場合を除き、あくまで本人や家族の意思を尊重してください。ヤングケアラーにとって、ケアが生きがいになっている場合もあります。ケアをしていること自体は否定しないようにし、本人の負担になっていないかなど、一緒に考え、子供自身と家族の理解を得て、納得した上で支援を行うことが非常に大切です。

📍【思いを知る、寄り添う、見守る】

ヤングケアラー本人や家族の思いを知る、寄り添う、見守るまなざしを向けるだけでも、ヤングケアラーやその家族の精神的負担を軽減できるかもしれません。なお、本人や家族の意思確認は、この段階に限って一度だけ行うというものではありません。支援を続けていく中で、必要に応じて繰り返し行い、本人や家族の状況、意思を確認することが大切です。

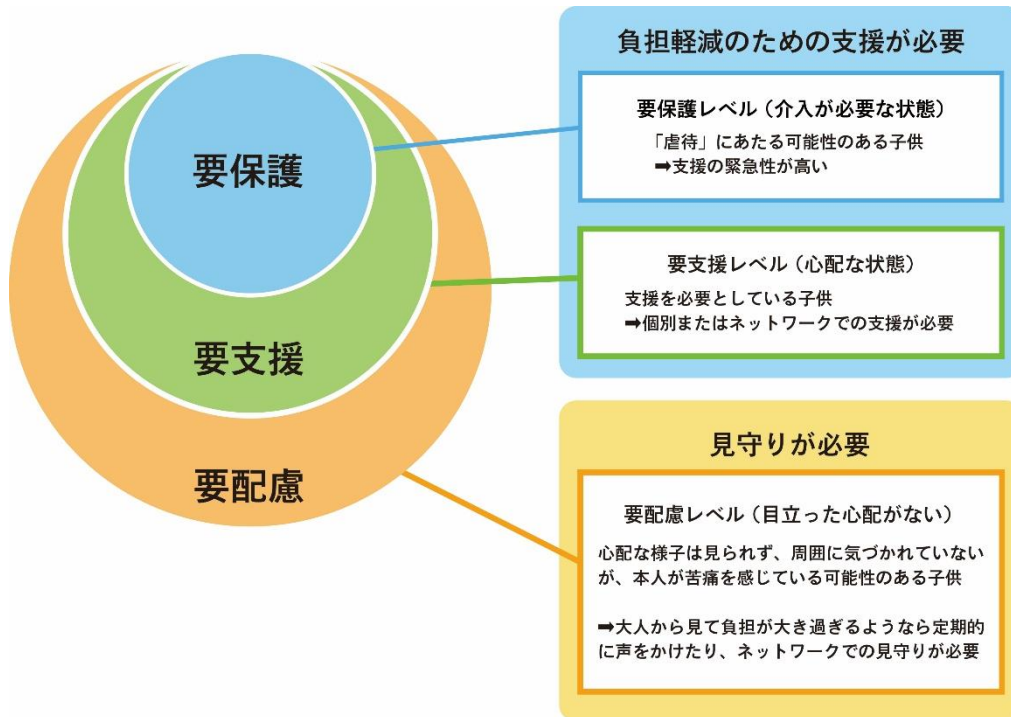
(2) 「つなぐ」

①緊急性の判断

本マニュアルでは、「全てのヤングケアラー＝支援が必要な子供」と捉えるのではなく、本人・家族の支援の必要性、緊急性、状況に応じ、「要保護」「要支援」「要配慮」の3段階に分け、「要保護」「要支援」について負担軽減の支援が必要と捉えることとしています。

また、現時点では「要配慮」レベルで支援が必要ない状況であったとしても将来的にケアニーズが増大し、子供が負担を抱える可能性もあるので、定期的に本人意思を確認することが大切です。

図4：支援の必要性・緊急性の判断



出典：「山口県ヤングケアラー支援ガイドブック～ヤングケアラーの早期把握と支援のために～」山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課（令和6年3月）を一部改編

②本人の同意・情報共有

本人への意思確認後、個人情報に関係機関と共有する際の前提として、ヤングケアラー本人や家族から同意を得ることが必要で、早い段階で多機関連携を視野に入れた同意を得ておくこと、支援が迅速で円滑に行うことができます。情報共有先でも個人情報が守られることを伝え、安心してもらうことが大切です。

💡【情報共有について】

情報共有について、本人の同意が得られていない状態であっても、支援が必要かもしれないと思われる場合は、個人が特定されないように氏名等は伏せ、ケースについて市町の相談窓口、学校等であれば教師、SSW等の専門職に相談することも考えられます。

📍【要対協の個別ケース会議又は重層的支援会議等で検討する】

市町によるヤングケアラー支援を行う場合は、要対協の個別ケース会議で検討する必要性が生じた時点で管理ケースとして登録している市町が多い状況です。また、概ね18歳を超える年齢の場合は重層的支援会議等も活用可能です。

③多機関連携の必要性判断

本人から聞き取った情報や、家庭環境等の情報から、アセスメント（アセスメントシートの一例として第4章付録を参照）を行い、気づいた機関のみでの対応可否の判断及び多機関連携の必要性や連携先機関を検討します。すべてのケースにおいて連携して支援を行う必要はありませんが、ヤングケアラーの置かれている家庭状況が、経済的困窮や介護が必要な状態、精神疾患などさまざまな課題が複合的に絡みあっている場合には、関係機関が連携して取り組むことが求められます。

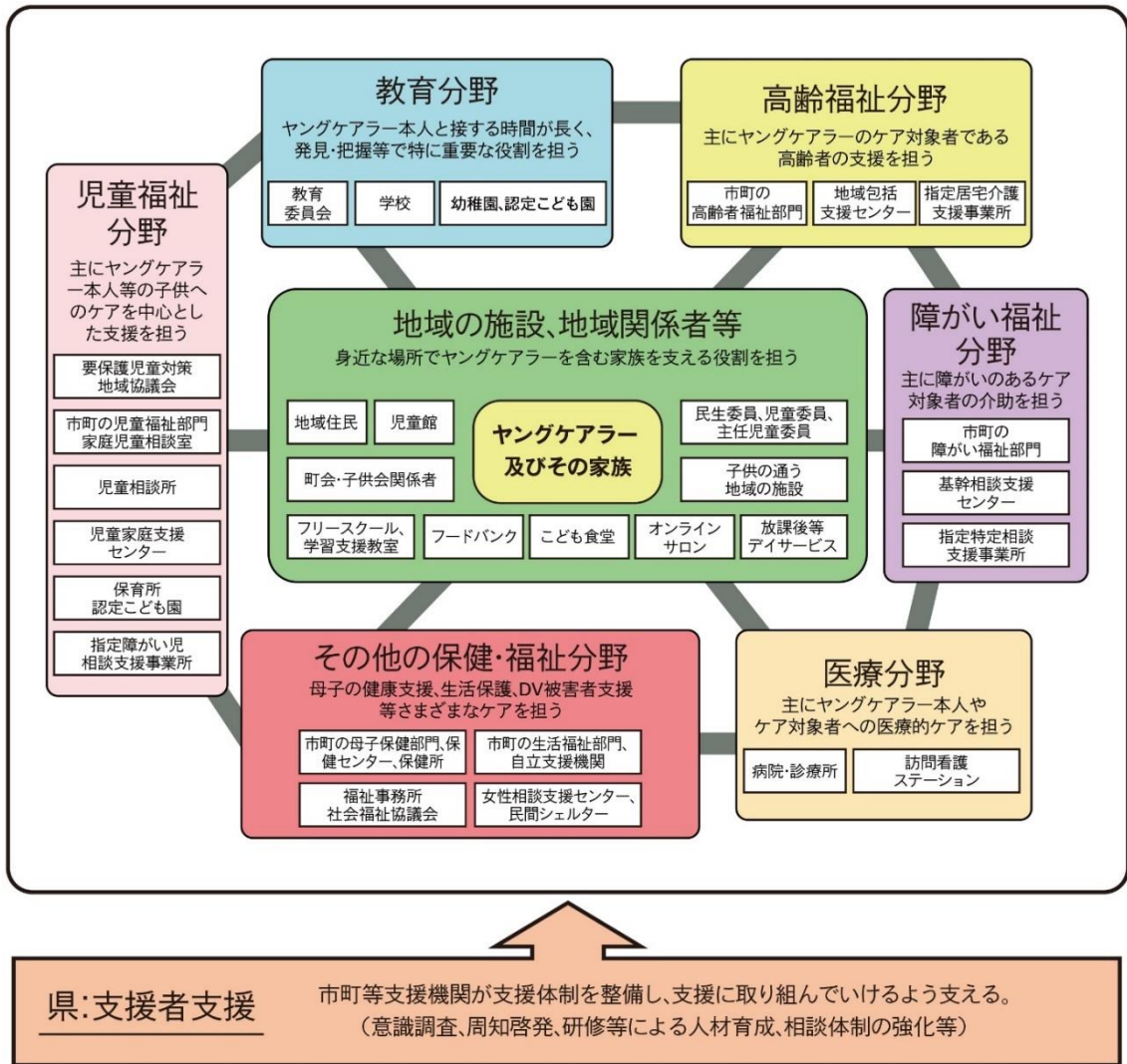
④連携先の確認

本人及び家族が抱える課題や背景は複雑であり、また、支援の意向もさまざまなことから、多様な関係機関・者が協力して支援することで、必要な支援につながると言えます。

📍【連携して行う支援が必要となる場合】

ヤングケアラーの置かれている状況が、経済的困窮や要介護（介護が必要な状態）、精神疾患など、さまざまな課題が複合的に絡みあっている場合には、関係機関が連携して取り組むことが求められます。また、ヤングケアラー本人やその家族に対して、これまで接してきた担当機関・部署とは異なる立場から話をすることで、必要な支援につながるきっかけができる場合もあります。担当機関・部署で解決できるか否かの判断に迷う場合は、そのままにせず、状況が深刻化する前に、連携して支援を行う必要性や可能性について、関係機関と話し合う必要があります。

図5：ヤングケアラーとその家族を支える関係機関



出典：「福島県版ヤングケアラー支援マニュアル」福島県こども未来児童家庭課（令和6年3月）を一部改編

📍 【関係機関とその役割】

ヤングケアラーが置かれている状況は多様であるため、ヤングケアラーを含む世帯への支援を行うためには、分野の垣根を超えた多機関連携が必要となる場合が少なくありません。中には日常的に連絡を取る機会がない他分野の機関とも連携が必要になることがあるため、それぞれの機関が役割としてできること、できないことを把握しておくことが重要です。

表5： ヤングケアラー支援における主な関係機関の機能及び役割例

通番	分野	機関名	機能及び役割例
1	児童福祉	要保護児童対策地域協議会 (要対協)	○要保護児童等について、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関。 ○構成機関に対して守秘義務を課すとともに、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、その他必要な協力を求めることができる。
2		市町の児童福祉部門や家庭児童相談室 (要対協を除く)	○住民に身近な市町において、子供に関するさまざまな問題について、家庭その他からの相談に応じ、個々の子供や家庭に最も効果的な援助を行う。 ○関係機関とともに家庭訪問等を行い、状況を把握することや、行政が提供する福祉サービスにつなげる等の役割を担う。
3		児童相談所	○児童福祉法に基づいて設置される行政機関であり、原則18歳未満の子供に関する相談について、子供本人・家族・学校の先生・地域の方々等、広く受け付けている。 ○関係機関とともに家庭訪問等を行い、状況を把握することや、家庭への指導、また必要に応じて一時保護、児童養護施設への入所等の措置をとる。
4		児童家庭支援センター	○児童福祉法に基づいた子供と家庭の専門相談機関。 ○心理療法等も行う。 ○18歳までのすべての子供と、子供がいる家庭の支援を目的に、児童相談所よりも身近な相談窓口として、児童福祉施設に併設する形で全国に設置された機関。
5	教育	市町の教育委員会	○市町等に置かれる合議制の執行機関であり、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を行う。 ○学校等から得られた情報を他機関につなぐことや、関係機関とともにケース会議等を行う。
6		ヤングケアラーと思われる子供やそのきょうだいの通う学校	○一定の教育目的に従い、教師が児童・生徒に計画的・組織的に教育を施す機関。 ○学校には教員や養護教諭の他、SSW、SCが配置されている場合があり、ヤングケアラー支援においても重要な役割を担う。

出典：「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜」有限責任監査法人トーマツ（令和4年3月）を一部改編

📍 【ヤングケアラーの負担軽減につながるサービス】

ヤングケアラー本人に障害などがある場合を除き、ヤングケアラーへの直接的な公的サービスが限られているのが現状ですが、ヤングケアラーの負担を軽減するために、ヤングケアラーがケアをする対象者に向けての公的サービスの利用調整等、さまざまな取組がなされています。以下にサービスの例を紹介します。

通番	ケース例	提供サービス・措置等の例
1	ヤングケアラー本人の息抜きが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 居場所の提供 (こども食堂、民間の子育て支援拠点、若者交流拠点等) ✧ ケア対象者のレスパイト入院 ✧ 子供のレスパイトを目的とした一時的な保護対応 ✧ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)
2	ヤングケアラー本人や家族が経験を共感できる相手を求めている場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ ヤングケアラー同士のピアサポート ✧ 家族会(障害等によりさまざまに存在) ✧ オンラインサロン
3	ヤングケアラー本人への心身のケアが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ カウンセリング ✧ 養護教諭、学校医による相談対応 ✧ 医療サービス
4	多子世帯でヤングケアラーが幼いきょうだいがいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 養育支援訪問サービス (未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導等) ✧ ファミリー・サポート・センターの利用 (発達障害のあるきょうだいの登校支援等) ✧ 保育所の利用 ✧ 放課後児童クラブ・児童館の利用 ✧ 乳児の一時預かり ✧ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)
5	日常生活の支援をする場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 家事支援(ファミリー・サポート・センター等) ✧ 子育て世帯訪問支援事業 ✧ 食事の提供 (フードバンクの利用、こども食堂、NPO法人からの提供、民生委員・児童委員、自治体、病院等が連携しての提供等) ✧ 日用品の提供(経済困窮のため) ✧ 自宅の清掃(関係機関と連携してのごみ屋敷の解消等) ✧ 金銭管理支援 ✧ 行政手続きの支援(自立支援関係手続等)
6	学習支援が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 学校(学校と地域が連携して行う活動を含む)、社会福祉協議会、家庭児童相談室による支援 ✧ 教育支援センターやフリースクールの利用 ✧ 生活困窮世帯等の子供学習支援 ✧ 進路相談

通番	ケース例	提供サービス・措置等の例
7	人生設計を一緒に考える大人が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ キャリアカウンセリング ✧ 児童家庭支援センターへの相談 ✧ ヤングケアラー同士のピアサポート（年上の世代との交流） ✧ 学校の担任への相談
8	ヤングケアラーがケアをする対象が高齢者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 介護保険サービス ✧ 在宅サービス（ヘルパー、ショートステイ利用等）、施設入所等
9	ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に障害等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 障害福祉サービス等 ＜居宅介護（家事援助を含む）の利用、通所事業所、施設入所等＞ ✧ 訪問看護（精神障害等で医療的支援を必要とする場合） ✧ 自立支援医療
10	ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に医療的ケアが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 訪問看護を含む医療サービス ✧ 通院サポート ✧ レスパイトケアを目的としたショートステイ
11	経済的支援（経済的自立）が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 生活保護受給 ✧ 生活困窮者自立支援機関の支援制度（経済面、居住確保）の活用 ✧ 自治体の補助金の活用 ✧ 社会福祉協議会の総合支援資金の受給 ✧ 教育委員会の就学援助制度の活用 ✧ 奨学金の活用 ✧ 就労支援（家族からの子供の自立、親の就労支援等） ✧ 障害年金受給 ✧ 傷病手当金受給
12	ヤングケアラーがケアする対象者に日本語通訳が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 行政等の通訳サービス ✧ 外国語による情報発信 ✧ 翻訳ツールの提供
13	ヤングケアラーがケアする対象者に手話通訳が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 行政等の手話通訳派遣サービス ✧ 聴覚障害者向けのコミュニケーションツールの提供
14	生活環境を一新する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 母子生活支援施設への入所 ✧ 里親委託 ✧ 成年後見人手続きの実施

出典：「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」有限責任監査法人トーマツ（令和4年3月）を一部改編

💡【関係機関の役割分担】

支援を開始する前に、ケースに関わる機関の間で役割を明確にしておく、一つの機関に負荷が集中しすぎることは避けられます。

連携して支援を行う機関や支援担当者が多いほど、さまざまな専門性、考え方、行動が影響し、全体の方針がぶれてしまう可能性もあります。また、人数が多くなればタイムリーな情報共有が難しくなる場合もあります。関係機関ができることや機能を把握した上で、役割分担を明確にし、情報共有の方法を予め決めておくとよいでしょう。以下に、関係機関・部署の間での役割分担の例を紹介します。

事例 1

背景	ジェノグラム
母親に精神障害、妹に発達障害があったことから、生活に必要な負担を A さんが担っていた。	<p>同居</p> <p>36 精神疾患がある</p> <p>Aさん 12 小学6年生</p> <p>8 発達障害がある</p> <p>37 3年前に離婚</p>

関係機関・部署	役割分担例
基幹相談支援センター	ヤングケアラーの状況を把握、世帯全体の支援の調整
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	障害福祉サービス、障害児通所支援を導入
訪問看護ステーション、 放課後等デイサービス 居宅介護事業所	医療サービス（訪問医療、訪問看護）を提供することにより、世帯全体が安定して生活でき、ヤングケアラーの負担が軽減できるように、連携して支援を実施

出典：「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」有限責任監査法人トーマツ（令和4年3月）を一部改編

事例 2

背景	ジェノグラム
<p>母親が入院中で、介護保険サービス未利用の祖父の介護やケアをBさんが担っていた。</p>	

関係機関・部署	役割分担例
高齢担当者	祖父に対し介護保険サービスの必要性や制度説明を行い、申請からサービス導入まで速やかに実施
医療機関	入院中の母に対し、介護保険制度や経済的支援制度を説明し、家族の負担軽減について助言と手続き支援を実施
児童家庭支援センター	子供と面談し、介護負担の現状を把握した上で、必要な機関と家族をつなぐ支援を実施
学校	子供の心理面をフォローしつつ、今後の進路選択に向けた支援を実施

出典：「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜」有限責任監査法人トーマツ（令和4年3月）を一部改編

(3)「支援する」

①アセスメント・課題の共有

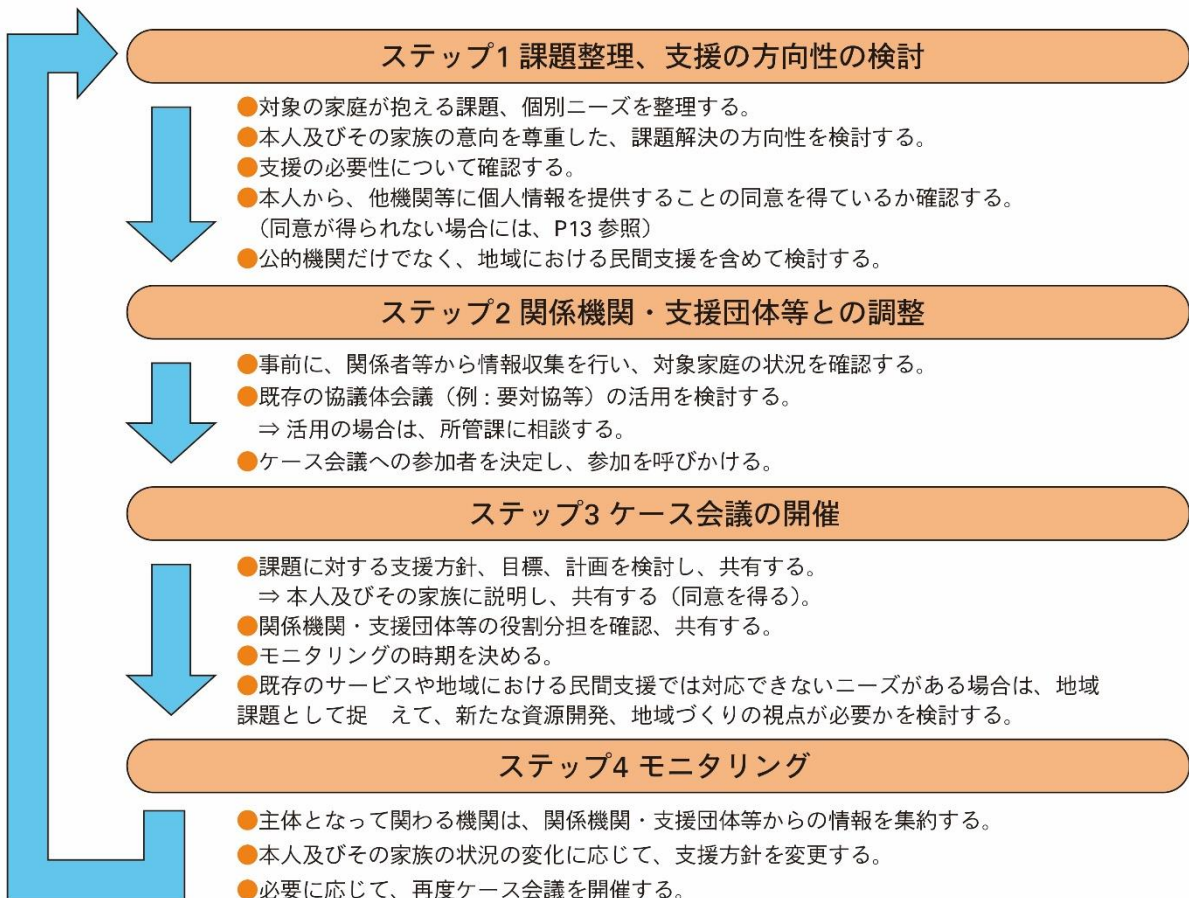
緊急での介入は必要ないが、ヤングケアラーと思われる子供（以下「本人」という）や家族が
つらい状況にあり支援が必要な場合は、初期介入をすることになります。初期介入に当たっては、
アセスメント（第4章付録を参照）を行い、以下の項目等について把握・整理をします。本人や
家族のニーズ、意向等を含む状況を把握・整理し、総合的な情報から、課題を整理するとともに、
支援方針を検討します。

②支援計画の検討・作成（ケース会議）

市町等主となる機関が中心となり、多機関連携による支援計画の検討・作成や役割分担等を決
めていく「ケース会議」を開催します。

今までの「1 気づく」から「2 つなぐ」までの項目を振り返りながら、一般的な支援までの
流れを再確認することが重要です。次に、連携が必要な機関を招集しての「ケース会議」の流れ
を図6に挙げています。

図6：ケース会議の流れ（例示）



出典：「福島県ヤングケアラー支援マニュアル」福島県子ども未来局児童家庭課（令和6年3月）を一部改編

ケース会議により支援計画（支援計画例は第4章付録に掲載）を作成し、盛り込む項目としては、以下の項目等が挙げられます。

（様式は任意）

- ①基本情報（フェイスシート）
- ②ジェノグラム（家族関係図）
- ③本人や家族の意向
- ④課題及びそれを踏まえた支援方針
- ⑤長期・短期目標
- ⑥各機関の役割と支援内容
- ⑦支援時期（頻度）
- ⑧次回ケース会議時期

💡【支援計画の立て方】

本人・家族の意向を踏まえて計画を立てる現実的な計画のもとで、本人や家族の生活上の課題を取り扱う。

💡【本人及び家族に提示しなければならないこと】

- 支援者・機関が、なぜ支援するのか
- 支援する目的や目標は何なのか
- 本人や家族に必要なことは何か（本人や家族からの要求はなくても、支援者としては必要だとして示せるもの）
- 具体的な関与の内容（サービスメニューやその選択によるメリット等説明）

💡【ヤングケアラーの支援を通して重視すべき視点】

○アウトリーチによる支援の重要性

アウトリーチによる支援は、支援者が実際に家庭を訪問することで家庭の状況や本人を含む家族の状況が一目瞭然となり、タイムリーにサービスや制度の情報を提供することができるので、重要な支援の1つと言えます。

○支援目標の考え方について

支援目標が「社会資源を利用する」に留まることなく、その先を見据え、ヤングケアラーのみならず世帯のそれぞれに焦点を当てることが大切です。家族内にどのような変化があったのかを注意深く見守り（モニタリング）、その変化は当事者世帯が望んでいたものなのか、それぞれの自立に向かっているのか等を確認し、当事者家族と支援関係者とで一緒に目標を確認していくことが大切です。

③支援の実施

連携が必要な多機関を招集してのケース会議等により、「支援計画」を作成し、それに基づき、各機関が実際に支援をしていきます。支援計画書〔任意様式〕は、会議主催機関等がまとめ、会議出席機関等連携が必要な機関と共有しておきましょう。「ヤングケアラー支援対策イメージ」で前述したような以下の3つの支援の組み合わせにより支援していくこととなります。

表5：支援のパターン

型	内容
伴走・寄り添い型支援	子供にとって最も身近な地域における会話や見守りによる支援。児童館等で遊んだり、食事や勉強の支援を受ける中でなじみの職員に話を聞いてもらったり、登下校の際に、児童の見守りを行う民生・児童委員等と会話する等、本人が精神的な安らぎを感じちょっとしたことを話せる、日常の中での寄り添い。
共感型支援	日常ではケアの悩みを共感できる人がいない等の場合に、同じヤングケアラーの立場の子供や元ヤングケアラーに話を聞いてもらったりすることで、徐々に自分の気持ちを安心して話せるようになります。思いを聞いてもらい、年上のケアラー等から経験者としての助言や経験談を聞くことで、選択肢を広げることができ、寄り添ってくれる人がいることが安心感や精神的な負担の軽減につながります。
課題解決型支援	ケアを受けている家族向けや本人向けの行政等による福祉サービス等の提供

出典：「東京都ヤングケアラー支援マニュアル」発行：東京都福祉保健局少子社会対策部家庭支援課（令和5年3月）の内容を一部改編

支援当初は、「伴走・寄り添い型支援」「共感型支援」で寄り添っていくことで、ヤングケアラー本人の心を開いていくことにつながる場合が多いでしょう。ヤングケアラー支援は、上記2つの支援に「課題解決型支援」を加えた3つの支援を上手に組み合わせていくことが必要になります。また、すぐに解決することはないという前提でじっくり向き合い、支援することが重要です。

💡【課題の共有・支援計画の検討（ケース会議等）・多機関連携によるアセスメント】

ヤングケアラーの支援を検討する際、できる限りヤングケアラーを含む家族の状況を正確に把握しておくことが重要です。ヤングケアラーの支援を検討するにあたり、必要な情報は次のようなものがあります。これらの情報を共有し、アセスメントを行い、支援目標、支援計画を立てていきます。

表6：ヤングケアラーの支援を検討する際に必要な情報

情報の種類	情報の具体例
ヤングケアラー本人に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 担っているケアの内容、時間数、時間帯 ✧ 平日と休日の大まかなスケジュール ✧ 教育面に関する状況 (通学状況、学習時間、進路相談状況など) ✧ 社会的活動の状況（遊び、部活動など） ✧ 身体的健康状態、精神的健康状態 ✧ 今の状況についての認識 ✧ やりたいと思っているができていないこと、困っていること ✧ これまでの相談状況 ✧ 支援を受けることの意向 など

ケアを必要としている家族に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 必要なケア内容 ✧ 疾患や障害などの状況 ✧ 受けている支援内容や時間 ✧ 支援機関 ✧ 支援を受けることの意向 など
その他の家族に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 担っているケアの内容 ✧ 支援を受けることの意向 など

出典：「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」有限責任監査法人トーマツ（令和4年3月）を一部改編

支援の現場ではさまざまな立場から状況の把握や支援計画の検討が既に行われていることがあるため、担当機関の部署が事前に他機関・他部署で把握できていることや検討されていることを確認し、ヤングケアラー本人や家族に対して同じ質問を繰り返すことを減らしたり、各機関・部署における見守りの中で徐々に情報を得たりする、といった意識も重要です。

追加的に情報を把握する必要がある場合も、担当機関・部署よりもヤングケアラーやその家族とつながりが強い機関・部署があれば、その機関から話を聞くことが有効な場合もあります。ヤングケアラーやその家族が置かれている状況、他者との関わりや関係性はケース毎で異なることを意識し、必要に応じて関係機関・部署とも相談をしながらアセスメントを進めていくことが重要です。

💡【連携して行う支援が必要となる場合】

ヤングケアラーの置かれている状況が、経済的困窮や要介護（介護が必要な状態）、精神疾患など、さまざまな課題が複合的に絡みあっている場合には、関係機関が連携して、取り組むことが求められます。

また、ヤングケアラー本人やその家族に対して、これまで接してきた担当機関・部署とは異なる立場から話をすることで、必要な支援につながるきっかけができる場合もあります。

自機関・部署で解決できるか否かの判断に迷う場合は、そのままにせず、状況が深刻化する前に、連携して支援を行う必要性や可能性について、関係機関と話し合う必要があります。

💡【個別ケースの支援に向けた連携体制づくり】

個別ケースの課題の共有・支援計画の検討を行うために、関係機関・専門職が情報共有し、「何が課題となっているのか」「何を目的・ゴールとするのか」「どのような目標・計画を立てるのか」ということを議論する場を設けることが必要です。

さまざまな分野の機関を一気に集めようとしても、招集するだけで時間がかかってしまい、なかなか実際の支援に至らないということもあります。どのような体制を組むとよいか予め検討しておくことが、ケースへの早期対応につながります。

個別ケースの支援を重ねると、地域における支援の課題が明らかになってきます。明らかになった地域の課題を整理し、新たなサービスや体制の構築に反映させることが重要です。そのためにも個別ケースの会議だけでなく、地域全体の課題を検討できる場をつくることも重要です。連携体制については、表7のパターンがあります。

表7：多機関連携における調整の方法・体制づくりのパターン

通番	連携体制の 設け方	事例
1	既存の会議 体を活用す る	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>要対協の場を活用</u>し、日頃から関係機関との連携を強化。(要対協において、虐待や特定妊婦等のハイリスク事案を取り扱うだけでなく、<u>支援を要する世帯への支援を検討する場としても活用</u>) ◇ <u>重層的支援体制整備事業</u>を実施し、<u>多機関協働事業における重層的支援会議を福祉部署主体で設置</u>。そこに、子育て支援担当や要対協の事務局職員も入り、今まで以上に連携できる体制とする。 ◇ <u>福祉相談窓口連携会議</u>という会議を開催しながら、子供に関する担当部署の役割や機能を知り、連携しやすい体制ができるよう工夫。 ◇ 庁内でさまざまな側面から関係課が関わっていけるように、「<u>庁内連絡調整会議</u>」において、各課で情報共有を図る。
2	ヤングケア ラーに係る 会議体等を 新設する	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>ヤングケアラーサポート会議を立ち上げ</u>、関係機関と協議。 ◇ 「<u>ケアラー・ヤングケアラー支援に向けた検討プロジェクトチーム</u>」を設置し、教育委員会も参加し、部局横断的に支援策等を検討。
3	個別ケース の検討会議 を実施する	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>関係機関同士が顔の見える形</u>で検討する場を設ける。 ◇ <u>要対協実務者会議</u>や<u>個別ケース検討会議</u>の場で関係機関の協力による詳細な状況把握に努めている。 ◇ <u>保護者も含めたケース会議</u>を行う。

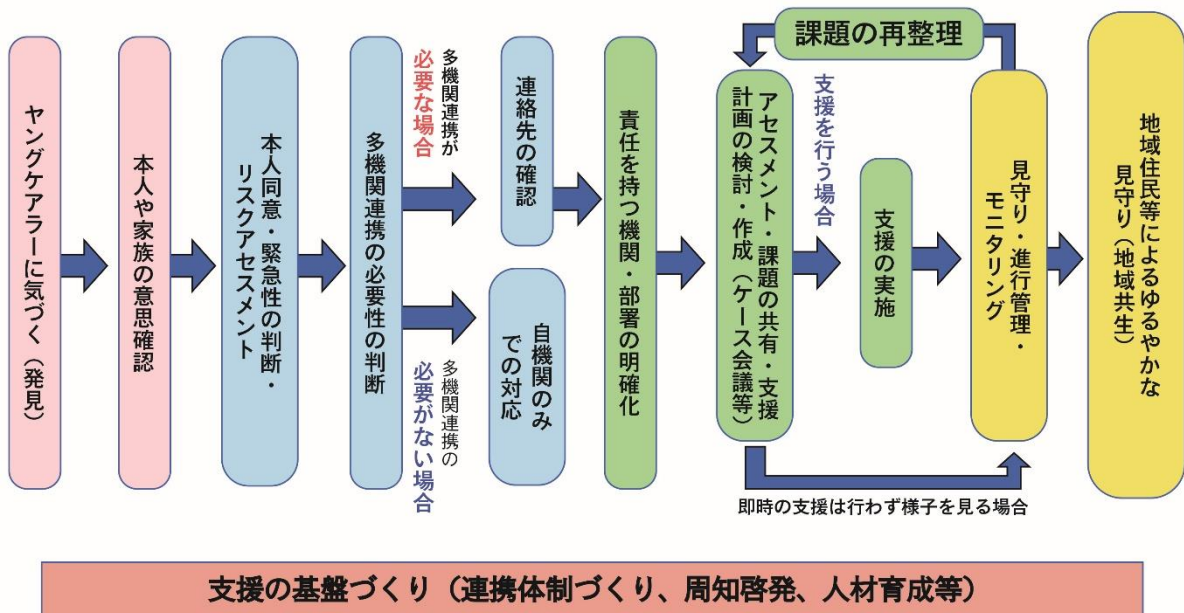
出典：「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」有限責任監査法人トーマツ（令和4年3月）を一部改編

(4)「見守る」

①見守り、情報共有、進行管理、モニタリング

モニタリング（ケース会議により、各機関の支援内容の他に、どの機関が、どの時期に、どのような状況把握や進行管理をしていくのかが明確になっているので、その内容に基づく管理）を行う中で、支援の実施や家族の状況等により、ケア負担の変化等が生じたり、ライフステージ等に応じ、支援方針や内容も変化していきます。支援関係者間で、情報を共有し、早期に変化に気づけるような体制、見守りを行っていくことが大切です。また、支援方針や内容の見直しが必要な場合は、再度課題の共有、アセスメント、支援計画の検討を行い、見直していくことになります。

図7：ヤングケアラー支援の一般的なフロー



出典：「福島県ヤングケアラー支援マニュアル」福島県子ども未来局児童家庭課（令和6年3月）を一部改編

2. ヤングケアラーに関する相談窓口

広島県の各市町の相談窓口は、下記に案内しています。

広島県 HP⇒

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/263/youngcarersoudanmadoguti.html>

